

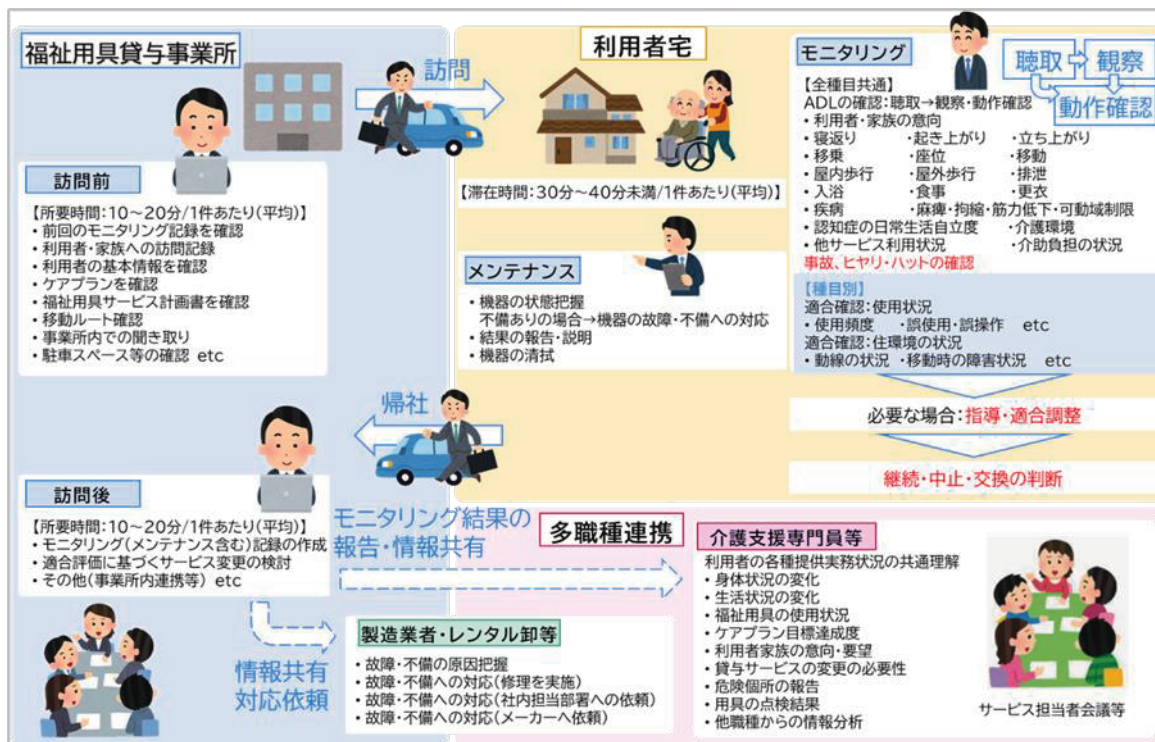
6. 本調査のまとめと今後の課題

6-1. 本調査のまとめ

(1) 福祉用具専門相談員が実施しているモニタリング等を通じた具体的なサービス提供内容について

- 福祉用具専門相談員が実施しているモニタリング訪問時には、貸与している福祉用具の使用状況等だけでなく、利用者の身体状況・ADLの変化や利用者・家族の意向・要望等も含め、アセスメント時と同様に利用者の状態像を把握し、貸与中の福祉用具について「継続」「中止」「変更」等の判断を行っていた。貸与種目によっては、利用者や介助者（ご家族）による動作確認等も行い、福祉用具が適切にかつ安全に使用できているかを実際に確認する等の対応も実施していた。
- また、福祉用具のモニタリング訪問にあたっては、訪問前に前回のモニタリング記録や利用者のケアプラン等を確認する等、1件の訪問にあたり10～20分程度の準備時間を要しているとともに、訪問時においても30～40分程度かけて貸与種目に応じた適合確認、再指導等を実施し、訪問後（事業所に戻ってから）はモニタリング記録の作成等に10～20分未満かかっており、1件のモニタリング訪問で50～80分程度という結果であった。但し、利用者の状態像によって貸与種目数が異なるため、適合判断やメンテナンス作業に要する時間、また訪問時の対応者が本人のみの場合と、家族等同席の場合では確認項目や聴取する内容が異なるなど、利用者宅での対応内容によってばらつきがある。
- 本調査を通じて得られた結果を基に、福祉用具貸与のモニタリングにおける福祉用具専門相談員の役割と貸与種目別にモニタリング時の適合確認項目について整理した。

図表 149 福祉用具貸与のモニタリングにおける福祉用具専門相談員の役割



図表 150 福祉用具専門相談員が実施するモニタリング時の適合確認【種目別】

<p>【車いす(付属品含)】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・移乗方法 ・車いす駆動方法 ・持ち運び・積み下ろし・取り回し状況 ・褥瘡及び発赤等の皮膚トラブルの状況 ・痛み・痺れ等の状況 ・座位姿勢の確認、クッションの除圧状況 ・(電動車いすの場合)視力聴力判断力の状況 ・外出方法・社会参加の状況 ・ブレーキ等機器操作の習得状況 住環境の状況 ・動線の状況 ・取り回し・廊下や間口の寸法・移動時の障害状況 ・ベッド等仕様家具との使用状況 ・自宅周辺の環境</p>	<p>【特殊寝台(付属品含)】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・移乗方法 ・ベッド上での活動状況 ・手元スイッチ操作・習得状況 ・褥瘡・痛み等皮膚トラブルの状況 ・ベッド柵・介助カバーの位置 ・マットレスのへたりや汚染の状況 ・移乗頻度 ・ベッド上・ベッド周りの状況 ・寝具の状況 ・ベッド設置場所(空調位置等)の状況 住環境の状況 ・寝室内移動動線 ・食事の場所・テーブルの必要性 ・ベッド昇降の際の周辺状況</p>	<p>【床ずれ防止用具】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・移乗方法 ・移乗時の座位の状況 ・褥瘡・痛み等皮膚トラブルの状況 ・圧迫・ずれ・湿潤状況 ・ポンパネル設定・操作習得状況 ・寝心地・睡眠の状況 ・臥床時間 ・寝具の状況 ・住環境の状況 ・ベッド利用状況 ・冷暖房等空調(室温・温度)の状況 ・モーター音及び配線 ・緊急時の対応</p>
<p>【体位変換器】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・移乗方法 ・移乗時の座位の状況 ・褥瘡・痛み等皮膚トラブルの状況 ・圧迫・ずれ・湿潤状況 ・ポンパネル設定・操作習得状況 ・寝心地・睡眠の状況 ・臥床時間 ・寝具の状況 住環境の状況 ・ベッド利用状況 ・冷暖房等空調(室温・温度)の状況 ・モーター音及び配線 ・緊急時の対応</p>	<p>【スロープ】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・移動方法 ・傾斜角度の適合状況 ・保管状況 ・持ち運び・積み下ろし・設置状況 ・すべり止め状況 ・外出方法・社会参加の状況 住環境の状況 ・生活動線 ・設置面の強度 ・設置面の凹凸 ・通路・設置場所の広さ</p>	<p>【歩行器】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・移乗方法 ・歩行姿勢・歩行動作状況 ・歩行器の高さ ・歩行時間・距離状況 ・持ち運び・積み下ろし・取り回し状況 ・歩行器脚部の状況 ・外出方法・社会参加の状況 ・ブレーキ操作の習得状況 住環境の状況 ・動線の状況 ・取り回し・廊下や間口の寸法・移動時の障害状況 ・通路面の仕様</p>
<p>【手すり】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・室内外での活動状況 ・移乗方法 ・手すりを使用した動作の状況 ・手すり把持部の適合状況 ・手すりを設置した場所の適合状況 ・手すり高さの状況 ・手すりのぐらつき状況 住環境の状況 ・設置面の強度 ・生活動線の状況 ・設置面の凹凸・傾斜 ・通路・設置場所の広さ ・ベッド等使用家具との適合状況 ・住宅改修の可否</p>	<p>【歩行補助つえ】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・移乗方法 ・歩行姿勢・歩行動作状況 ・歩行補助つえの高さ ・歩行時間・距離状況 ・持ち運び・積み下ろし・取り回し状況 ・杖先ゴムの状況 ・外出方法・社会参加の状況 ・杖の形状・種類 住環境の状況 ・動線の状況 ・取り回し・廊下や間口の寸法・移動時の障害状況 ・通路面の仕様</p>	<p>【移動用リフト(つり具の部分を含む)】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・リフト種類の適合状況 ・褥瘡・痛み等皮膚トラブルの状況 ・歩k直福祉用具との適合状況 ・利用時間帯・使用所要時間 ・機器操作習得状況 ・吊り具の使用操作方法習得状況 ・吊り具の適合状況 ・停電時等緊急対応方法習得状況 ・(可搬型階段昇降機の場合)操作資格保有者の状況 住環境の状況 ・機器固定(金具・接続機器等)状況 ・機器設置(室内スペース等)状況 ・リフトによる移動動線の状況</p>
<p>【認知症老人徘徊感知機器】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・徘徊の時間帯・頻度 ・危険行動・予測不能行動状況 ・徘徊行為に対するセンサー反応・適合状況 ・徘徊機器設定・操作習得状況 ・徘徊動線の状況 ・誤報の発生状況 住環境の状況 ・センサー設置場所の状況 ・センサー(電波)受信状況 ・転倒・滑落の可能性</p>	<p>【自動排泄処理装置(交換可能部品を含む)】 使用状況 ・使用頻度 ・誤使用・誤操作 ・機器操作者と操作習得状況 ・使用体勢状況 ・利用時間帯・使用所要時間 ・褥瘡・痛み等皮膚トラブルの状況 ・尿量・便料 ・尿意・便意 ・レシーバーの適合状況 住環境の状況 ・使用・設置場所の状況 ・取り回し・後始末作業の動線状況</p>	

(2) 福祉用具のモニタリングを通じた福祉用具貸与の変更内容や頻度について

- 福祉用具貸与は、「指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない²」とされており、福祉用具専門相談員は定期モニタリング訪問時や利用者・家族等からの要請により訪問する不定期モニタリング時に、利用者宅での再調整や故障等のメンテナンスを実施している。また、福祉用具の老朽化や故障の程度、衛生面の確保のために同一商品・同一 TAIS コードの商品への交換が行われている。しかし、TAIS コードに基づく福祉用具の種目別平均貸与期間（連続貸与期間）についての調査³は実施されてきたが、同一商品・同一 TAIS コードの商品への交換実態においては、各福祉用具貸与事業所内で管理されている情報であることから把握することができなかった。今回、「5. 安全利用に係る同一商品の交換頻度実態調査」では、その実態把握を目的として、当会の理事会社 7 社（うち、分析に用いたのは 6 社⁴）から福祉用具の入在庫情報の提供をうけ、交換件数、利用者数、交換までの貸与月数、交換理由等を分析した。
- 同一 TAIS 商品への交換までの貸与月数の最頻値については、2 か月程度となる種目と 7 か月程度となる種目に大別されたが、手すりについては 19 か月であった（図表 130）。また、スロープや移動用リフトでは貸与月数の分布のばらつきが大きく、同一の福祉用具でも使用場所、使用環境により交換までの貸与月数に違いが生じると考えられる（図表 133～図表 145）。
- 貸与月数の最頻値が 2 か月程度と短期間での交換が発生している種目は、衛生面の維持や、繊細な機器であるためと考えられ、また、貸与月数の最頻値が 7 か月程度となる種目のうち、歩行器、歩行補助つえ等は 12 か月付近での交換件数も多くみられ、半年や 1 年での定期的な交換が行われていると考えられる。手すりについては、利用者の要介護度に応じた用具が提供されており、特に「握りバー、握り」では用具の特性から 4 か月程度での交換件数が多くなっていた。
- これまでの TAIS コードに基づく福祉用具の種目別平均貸与期間（連続貸与期間）についての調査³では、歩行器で 11.99 か月（中央値 8 か月）、歩行補助つえで 12.87 か月（中央値 9 か月）という結果が示されている。分析対象データ、および指標が異なるため単純比較はできないものの、参考として、上記の調査結果からこれらの貸与種目も要支援 2～要介護 3 で交換割合が高く、最頻値は 7 か月程度と算

² 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

第十三章 福祉用具貸与 第百九十八条 2

³ 第 170 回社会保障審議会介護給付費分科会

平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 2 年度調査）

（2）福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業（報告書）（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000757236.pdf>（2022/2/18 閲覧）

⁴ 7 事業者のうち、分析から除いた 1 事業者については、運用システムの都合上、調査対象期間以前の福祉用具の貸与開始日の抽出が困難であり、集計結果に偏りが生じる可能性があったため、除外した。

出されていることから、サービス提供開始時から同一 TAIS コード商品の貸与が継続されているように見えても、実際には利用期間のうち1～2回程度の商品自体の交換が行われている可能性がある。

- 今回の調査対象事業者においては、福祉用具貸与は、福祉用具専門相談員が実施しているモニタリング、保守メンテナンス等を通じ、福祉用具の適時・適切な利用と、利用者の安全を確保するための取組であり、本調査で収集したデータの分析結果においては適切な運用がなされている実態が把握された。このことから、他の福祉用具貸与事業所においても福祉用具専門相談員が実施しているモニタリング、保守メンテナンス等を通じた利用安全に向けた取組を徹底していくことが重要であると考える。

(3) 多職種との連携状況等の実態について

- 本調査では、福祉用具貸与における福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果等を活用した福祉用具専門相談員と多職種連携の具体的な取組事例を収集し、ケアチームとしての「福祉用具の適時・適切な利用」「利用者の安全性の確保」の実態について、効果的な取組事例を収集・整理した。
- 収集した各事例から、多職種連携により短期間で利用者の身体状況が変化する事例（ターミナル等）における緊密な連携を通じた、福祉用具の適時・適切な利用、迅速な納品対応等、その専門性を生かし、福祉用具専門相談員がケアチームの一員として、利用者・家族への効果的なケアの提供に関与している実態や、介護保険サービスとしては福祉用具貸与のみの利用者においても、介護支援専門員や地域住民等と関係性を構築し、認知症患者や独居高齢者等への支援を行っている実態が把握できた。
- 福祉用具専門相談員のみへのヒアリング調査においても、サービス提供や福祉用具利用における安全性を担保するためにも、多職種連携の必要性や重要性を強く意識している声があった。福祉用具専門相談員として、福祉用具の商品知識だけでなく、医療的な知識の習得や医療介護連携の重要性、利用者の身体状況等の変化を見据えた提案ができるかなど、他職種連携の中で福祉用具専門相談員としての専門性をより発揮するための知識を習得できる機会として、新たな研修制度の創設や現状の更新研修のカリキュラムの見直し等、より必要とされている研修制度等の検討が必要である。
- ヒアリング調査の中で、福祉用具専門相談員としての専門性を向上するため、当会が主催するふくせん更新研修の受講を義務付けているという事業所があった。他の事業所でも同様の対応が期待され、研修受講の義務化や、会場への参集だけでなくオンラインによる講義を受講できるようにするなど、福祉用具専門相談員が受講しやすい研修制度や開催方法の検討が必要である。

(4) 利用者の安全確保の観点から福祉用具専門相談員が実施するサービス内容について

- 本調査において福祉用具のモニタリング訪問時に把握できた事故は、種目別に確認したがいずれの種目においても「あり」は数件だった。具体的には歩行器、手すり（寝室・居室・廊下）がそれぞれ4件、車いす（付属品含）、特殊寝台（付属品含）がそれぞれ3件、歩行補助つえ2件、手すり（玄関上がりかまち・玄関外）、手すり（トイレ）、移動用リフト（つり具の部分を含む）がそれぞれ1件だった（図表 64）。同様にヒヤリ・ハットについても把握されており、「歩行器」で「あり」が10.3%と他の種目よりも多い結果であった。対応内容としては「注意喚起」が85.2%と最も多く、次いで「使用方法の再指導」49.2%であった。また、「機器の使用中止」は車いす（電動車いす）1件、特殊寝台（付属品含）1件、手すり3種各1件の5件が確認された（図表 65）。
- なお、継続、中止どちらの判断を行った場合においても、モニタリング結果について、その機器の使用、操作対象者となる利用者、家族に対して、訪問時に報告、説明を行っている。機器の使用中止に至った場合においては、その代替案を示すなど、利用者、介助者（ご家族）の納得を得るための取り組みが行われていることが、福祉用具専門相談員からの専門性を発揮できたポイント（自由記述）からも把握できた。
- また、福祉用具専門相談員へのヒアリング調査結果からも、介護支援専門員等の他職種から求められていると考えている専門性として、ヒヤリ・ハット等の情報から事故を未然に防ぐための提案ができるか、利用者の身体状況等の変化を見据えた提案ができるか、という今後を予測した提案力が指摘された。さらにケアプランの目標に沿って利用されているかの判断、福祉用具専門相談員が考える継続・変更・中止の根拠や理由を他職種がわかる言葉で説明できるか等、根拠に基づく説明力についての意見が挙げられたところである。
- 上記の通り、本調査の調査期間（約2か月）の間でも事故、ヒヤリ・ハットは少なからず発生している実態が把握できたところであり、福祉用具専門相談員が実施するモニタリング訪問においては、事故やヒヤリ・ハットの発生状況を確認し、引き続き安全に使用できるか、継続、中止の判断を行うことも必要な対応事項である。また、利用者の安全確保の観点からも、利用継続の場合には再発防止に向けた再指導等の実施は重要な取組であり、福祉用具のモニタリング訪問時には必要な対応事項であることを改めて周知することが重要であると考えます。

(5) 特定福祉用具販売の商品への対応

- 本調査では、モニタリングが義務化されていない特定福祉用具販売商品への対応として、使用状況の確認やメンテナンスの実施状況についても回答を得た。調査対象利用者の特定福祉用具販売の利用状況は、多い順に「入浴補助用具」29.3%、「腰

掛便座」13.1%という結果だった。「入浴補助用具」は「不明」も11.5%であった（図表 87）。

- 特定福祉用具販売の商品について、「利用中」と回答したものについて、使用状況の確認を「自主的に実施した」が、「腰掛便座」で56.2%、「入浴補助用具」で49.0%であった。一方、使用状況の確認、メンテナンスの実施について、いずれの商品についても「本人・介助者から依頼があり実施した」という回答は少数だった（図表 88）。
- 上記から、福祉用具のモニタリング時に福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売の商品の利用状況を把握している場合には、自主的に使用状況やメンテナンスの対応を行うケースが多い実態が把握できた。しかし、本調査では福祉用具貸与の利用者への対応を把握したものであり、特定福祉用具販売のみの利用者への対応状況については調査していない。よって、本調査結果は特定福祉用具販売の利用者全てに対する結果ではないことに留意が必要である。

6-2. 今後の課題

本調査で明らかとなった実態を踏まえ、福祉用具の適時・適切な利用と、利用者の安全を確保するために必要な今後の課題として以下に整理する。

(1) 福祉用具専門相談員が実施すべきサービス提供の明確化

① モニタリング訪問前に実施すべき内容

- モニタリング訪問時には前回訪問時からの利用者の状態変化や、福祉用具の使用頻度、利用目標の達成状況等の確認が必要となる。そのためには、前回までの各種記録の確認や持参等の準備が必要と考えられる。しかし、本調査において、「前回のモニタリング記録を確認」は73.0%に留まり、初回モニタリングの場合には、「利用者の基本情報を確認」が63.5%、「福祉用具貸与・販売計画書を確認」が59.1%であり、事前準備（確認事項）としては不十分であるといえる。
- 訪問時の対応者については、利用者の状態像を踏まえ、利用者本人だけでなく介助者（ご家族）等にも同席いただいているケースが見られた。特に認知症の利用者については、正しい操作方法や注意事項などを記憶しておくことが難しく、周囲の関係者による配慮も必要となるため、必要な対応といえる。一方、独居の利用者については、介助者がご家族以外となるため、そのようなケースにおいても、必要に応じて他職種の訪問時に同席する等の調整が望まれる。
- 訪問前の事前準備として、何を確認すべきか、利用者本人以外にモニタリング訪問時に対応いただく必要があるか（考えられるか）を整理しておき、準備段階から対応事項の不足がないようにしておく必要がある。

② モニタリング訪問時に実施すべき内容

- モニタリング訪問時の適合確認の内容や確認方法について、「聴取」による確認に加え、福祉用具の調整や操作方法等に関する項目については、「観察」「動作確認」を組み合わせでの確認が行われていたが、全ての福祉用具専門相談員が実施できているわけではない。
- 利用者の状態像や貸与している福祉用具にもよるところだが、「聴取」だけではその信頼性を担保しがたいため、専門職の視点で実際の状態を把握することが重要である。
- また、本調査では事故、ヒヤリ・ハットについても把握する設問を設け、その発生状況を把握したところであるが、約1,500件の調査結果だけでも数件の発生が確認できており、福祉用具の適時・適切な利用と利用者の安全を確保する観点から日頃から事故、ヒヤリ・ハットの情報収集を行うことが望まれる。

③ モニタリング訪問後に実施すべき内容

- モニタリング訪問後、福祉用具専門相談員が事業所内で実施した内容として、「モニタリング（メンテナンス含む）記録の作成」で「実施した」が 94.7%という結果であった。上記①の通りモニタリング訪問時には前回訪問時からの利用者の状態変化や、福祉用具の使用頻度、利用目標の達成状況等の確認を行うためには必要な記録である。
- また、訪問結果の他職種への報告・情報共有（予定含む）について、介護支援専門員については「実施した（する）」が 92.6%であった。福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果は、福祉用具の適時・適切な利用と利用者の安全を確保する観点からの福祉用具の変更・追加・中止など、介護支援専門員が作成するケアプランにも関わる重要な情報である。よって、訪問結果については、利用者の身体状況等の変化や福祉用具の見直しの必要性の可否に関わらず、迅速な報告・情報共有が求められる。
- さらに、報告・情報共有を「実施した（する）」と回答した場合、その報告手段は、介護支援専門員については「書面」が 89.6%であり、その他は口頭などによるものであったが、福祉用具専門相談員、介護支援専門員双方でのエビデンスの保管、業務効率化の観点からも書面での報告・情報共有が望ましい。

（２）多職種連携の促進

- 福祉用具専門相談員は、利用者の状況把握や他職種との連携のために介護支援専門員と頻回な情報共有や連携をとっていることが明らかとなり、情報共有の具体的な方法の一つとして、福祉用具専門相談員が作成したモニタリングシートの活用が挙げられていたところである。よって、情報連携ツールとしてもモニタリング結果を記録し、書面による情報共有が多職種連携において肝要であると考えられる。
- 一方、緊急の連絡が必要な場合等においては、電話やクラウド型ビジネスチャットツール等も活用し、迅速な福祉用具の再選定、納品、メンテナンス等を行い、利用者・介助者（ご家族）の生活を支援している実態が把握できたところであるが、各事業所によって ICT 環境の整備状況に差があり、連絡方法・手段にばらつきがあることが課題として挙げられた。
- 介護現場では未だに FAX、電話での情報共有が主になっており、近年、国としても ICT 化の促進を支援しているものの、全ての事業者が対応できているわけではない。介護現場の生産性向上の観点からも、各事業所における ICT 化の推進及び、ケアチームでのスムーズな情報連携に向けたプラットフォーム等の構築が望まれる。

(3) 福祉用具専門相談員の知識の向上

- 本調査では福祉用具専門相談員が実施したモニタリング訪問での具体的な対応内容を収集したが、利用者や福祉用具に関わらず共通して実施すべき事項（事前の確認や身体状況の変化等の把握、訪問後の対応等）について、全ての福祉用具専門相談員が実施できていたわけではない。本調査のまとめとして、モニタリング調査における実施事項や確認すべき内容等を含む「福祉用具貸与のモニタリングにおける福祉用具専門相談員の役割」（図表 149）として整理したところである。本資料等も活用し、改めて福祉用具専門相談員への標準的な業務内容として周知するとともに、その定着状況についても確認していく必要がある。
- 更に、福祉用具専門相談員へのヒアリング調査から、福祉用具に関する知識の向上のみならず、利用者の身体状況の変化や医療的な知識等、多職種連携の中で福祉用具専門相談員としての専門性をより発揮するための知識を習得できる機会の創出を期待する声もあり、新たな研修制度の創設や現状の更新研修のカリキュラムの見直し等、より現場の福祉用具専門相談員に必要とされている研修制度等の検討とともに、受講しやすい運営方法（オンラインでの開催等）についても対応していくことが望まれる。

(4) 安全利用に向けた取組

- 福祉用具専門相談員が実施している安全利用に向けた取組として、モニタリング訪問時に自主的に実施する点検や、適合確認の結果を踏まえた再指導、再調整の実施があり、その実態については本調査においても把握できたところである。
- また、福祉用具専門相談員へのヒアリング調査においても納品時や操作説明の際等、利用者の状態や生活環境（独居の利用者等）等を踏まえ、注意点をわかりやすいところに貼付する、他職種にも同席してもらい説明するなどの工夫が確認された。さらに、ケアチームとしても密な情報連携をすることで、不具合が発生した際の迅速な対応やリハビリ職の知見等も踏まえた福祉用具の変更等、個々の事例に合わせた対応がなされていた。
- さらに、本調査ではこれまでは把握することができていなかった、同一 TAIS 商品への交換頻度の分析も行い、福祉用具自体の使用頻度や状態に合わせた短期間での交換や、衛生面の維持を目的とした定期的な交換が行われている実態を把握することができた。
- 上記から、福祉用具自体の安全確保のためのハード面への対応と、安全に利用してもらうための確認や説明等、ソフト面での対応を組合せ、利用者へ福祉用具の適時・適切な利用と利用者に対する安全の確保が行われており、このような取組については、具体的な事例や分析結果等も活用し、引き続きこれらの取組を維持していくよう広く周知していくことが必要である。

(5) 介護保険制度における福祉用具の貸与・販売の在り方の検討に資する課題

- 現在、介護保険制度における特定福祉用具販売については、本調査で明らかとした福祉用具専門相談員によるモニタリングと同様の対応は義務とされていない。本調査では、福祉用具貸与の利用者を対象に、特定福祉用具販売により購入した福祉用具の使用状況の確認やメンテナンスの実施状況について実態把握を行った。その結果、「利用中」と回答したものについて、使用状況の確認を「自主的に実施した」が、「腰掛便座」で56.2%、「入浴補助用具」で49.0%であった。一方、使用状況の確認、メンテナンスの実施について、いずれの商品についても「本人・介助者から依頼があり実施した」という回答は少数に留まり、本人・介助者が不具合等に気づき、福祉用具専門相談員にメンテナンスを依頼するということは難しいと推測される。
- 利用者の状態像を踏まえた福祉用具の適時・適切な利用において、福祉用具の変更や中止などの判断を行うためには、福祉用具専門相談員等の専門職の継続的な関わりが重要と考える。